

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

〔蓄電池設備〕

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
山形市	環境課	地球 温暖化 対策係	023- 641- 1212 (内線 682)	令和2年度山形市太陽 光発電・地中熱利用空調 設備導入事業費補助金	補助金	・太陽光発電と同時設置	・市税に滞納がないこと ・市内の自宅に蓄電池を設置 する個人(住宅用) ・市内にある事業の用に供す る建築物に蓄電池を設置する 個人または法人(事業所用) ・未使用品であること	1/10 (20万円)	年3回募 集(予定) ※時期・ 期間は現 時点では 未定	
寒河江市	市民 生活課	環境 衛生係	0237- 86-2111 (内線232)	令和2年度寒河江市再 生可能エネルギー設備 導入事業費補助金	補助金	・太陽光発電設備と併せて設 置(既存の太陽光発電設備に 接続するための単体設置も 可) ・国のネット・ゼロ・エネル ギー・ハウス(ZEH)に関する助 成制度の対象商品として一般 社団法人環境共創イニシアチ ブの登録を受けた製品である こと ・令和2年度中に設置完了可 能な設備 ・寒河江市内に住所を有する 若しくは有する予定の個人、ま たは寒河江市内に事業所を置 く法人がその使用する住宅ま たは事業所のために設置する もの	・住宅または事業所用 ・既製品の使用でないこと ・同一年度において、寒河江 市住宅建築推進事業費補助 金または寒河江市子育て定住 住宅建築事業補助金の交付 を受けないもの ・国の補助金の交付を受けない もの ・個人にあつては前年度の市 区町村民税、法人にあつては 前年度の法人市区町村民税 に滞納がないこと	2万円/kWh (20万円)	令和2年 4月～令 和3年2 月	県・市そ れぞれの 要件に該 当すれ ば、山形 県再生可 能エネル ギー設備 導入補助 金を併用 し、交付 を受ける ことが可 能。
村山市	市民 環境課	生活 環境係	0237- 55-2111 (内線 116)	令和2年度村山市太陽 光発電システム等設置 事業補助金	補助金	・太陽光発電システムが設置 されている住宅に設置、又は 同時設置する未使用品である こと ・蓄電池容量が1kWh以上のもの	・実績報告時に市内に住所を 有する個人及び事業者 ・令和2年度中に着工し、完成 する事業 ・未使用品で、新設であること	1/10 (10万円)	令和2年 4月～令 和3年2 月	
天童市	生活 環境課	環境保全 エネル ギー係	023- 654- 1111 内線274	令和2年度天童市住宅 用太陽光発電システム 設置支援事業費補助	補助金	・ZEHの補助対象設備として 環境共創イニシアチブから登 録を受けた製品であること ・太陽光と併設すること ・未使用品であること	・個人であること ・市内に住所を有するまたは 有することとなる者 ・市税を滞納していない者 ・過去に同様の補助金を受給 していない者	1/10 (10万円)	令和2年 4月1日 ～令和3 年3月31 日	

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

〔蓄電池設備〕

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
東根市	生活環境課	生活環境係	0237-42-1111	東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業(上乘せ加算分)	補助金	・再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用できるもの ・公称の蓄電池容量が1.0キロワット時以上の蓄電池で構成されているもの	・補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの	2万円/kWh (10万円)	令和2年4月～令和3年3月	
中山町	住民税務課	住民グループ環境担当	023-662-2113	中山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付規定	補助金	・国補助金の対象であること	・中山町に住所を有する者又は、有する見込みの者 ・当該年度の前年度の4月1日以降に着手し、当該年度の3月31日まで完成するもの ・未使用品であること ・太陽光発電設備と併せて設置するものに限る	1/10 (12万円)	令和2年4月～令和3年3月	
高畠町	生活環境課	環境係	0238-52-1215	令和2年度再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	・国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)に関する助成制度の対象商品として一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けた製品 ・太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が10kW未満の太陽光発電施設を新規同時設置 ・国の補助金の交付を受けていない ・未使用品であること	・町内に住所を有する(予定含む)個人 ・町内に事業所を有する法人 ・町税を滞納していないこと(同居人含む) ・令和2年度中に着工し、完成する事業	2万円/kWh (10万円)	令和2年5月中旬～令和3年2月末日	